

新生児絵本配布事業

【内 容】 各世帯2冊を上限とし、新生児に絵本を配布します。

【対 象】 町内在住・在勤の令和6年度松伏町社協会員世帯で今後も引き続き会員加入いただける方で、1歳児（令和4年9月1日から令和6年8月31日までに生まれた方）までの児童がいる家庭

【添付書類】 氏名、住所、生年月日が確認できる書類のコピー
子ども医療受給者証のコピー

※<町内在勤の方のみ、下記書類も添付>

松伏町で勤務していることが分かる書類（職員証・健康保険証など）

【申請期間】 令和6年9月20日（金）～10月11日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

【申請方法】・松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター2階）に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。
・お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

問合せ先

松伏町社会福祉協議会

電話 991-2700